

# 1 生命に関わる事件・事故後の対応について

## (1) 緊急支援（心のケア）の目的

生命に関わる事件・事故等の危機が生じたとき、学校の組織や運営は混乱状態になります。東京都教育相談センター（以下相談センター）は、児童・生徒（以下生徒）、保護者、教職員等の「心の安定」とともに、授業や部活動、学校行事の再開等「日常性の回復」を目指して、心理職の専門的な見地を取り入れた支援を行います。これを緊急支援と呼びます。

緊急支援の目的は、次の通りです。

### 心の傷付きへの応急処置

危機的な出来事を体験すると様々な身体的、心理的な反応を起こします。適切な時期に適切な対応を行えば、大半の子供は反応が収まっていきますが、適切に対応しないと反応の長期化・持続化の危険性があります。



このことにより

### 群発自殺の予防

生命に関わる事件・事故が発生すると、新たな事件・事故の誘発、自殺の場合は群発自殺（後追い自殺）の可能性があるため、その予防となります。

### 学校教育活動の 早期の平常化

憶測や噂が生じ、不確かな情報が流れるなどの混乱、生徒及び保護者並びに教職員の動揺、マスコミ報道による社会からの反響などがあり、通常の学校運営を行うことが困難となります。生徒、保護者、教職員等の心の安定を図り、授業や部活動等を平常化することで、学校全体の早期の回復を目指します。

## (2) 緊急支援（心のケア）の内容

生徒の心のケアを行い、学校全体の機能を回復させるために、相談センターは事件・事故の対応について教育庁指導部、学校経営支援センター・区市町村教育委員会（以下経営支援センター等）と連携して、以下の内容を行います。

- ア 事件・事故後の学校における相談体制の支援に関すること
- イ 当該校及び関係する生徒、保護者、教職員等の心のケアに関すること
- ウ 事件・事故後の学校に対する中期的・長期的な支援に関すること
- エ その他、事件・事故後の心のケアとして必要と判断されること

相談センターへの派遣要請は、都立学校は学校経営支援センターと相談し、区市町村立学校では当該区市町村教育委員会と相談をし、必要性を判断の上行ってください（p. 8(3)参照）。相談センターが面接を行うに当たって、その旨を保護者に伝えていただくことを原則としています。

### ○ どのような生徒をケアするのか

亡くなった生徒と親しい関係にあたり、同じ部活動で励んでいたたりした生徒等は、喪失感から無気力に陥ることもあります。また、亡くなった生徒から悩みを打ち明けられていた生徒等は、救えなかったという自責の念を抱くこともあります。そして普段から悩みを抱えている生徒等は、この生徒の死を知り、死へのハードルが低くなる可能性も考えられます。

### ○ 適切に生徒に周知し、ケアが必要な生徒を早期に把握する

ケアが必要な生徒をできるだけ早く把握し、支援につなげることが大切です。学校で見せている交友関係以外にも、生徒同士にはつながりがあり、また SNS など学校が把握しきれない場所で、深いつながりをもっていることもあります。生徒が不安を一人で抱え込んだり、死にたい気持ちを相談できないでいたりすることは、大変危険なことです。また、誰かが傷付けられてしまうような憶測や噂が広がってしまうこともあります。

そうなる前に、学校が生徒の死について周知を行い、学校が事件・事故について知っていること、相談にのることができることを伝え、当該生徒を失った悲しみや今聴いてもらいたいこと、死にたい気持ちなども学校に安心して話せることを生徒に伝えます。また、周知の際に泣き崩れたり、放心状態になったりしている様子や、その後実施する「心と身体の健康調査」の結果等を踏まえ、早急に支援が必要な生徒を発見・把握して、適切なケアにつなぐことが重要です。

### ○ 保護者にも周知を行い、保護者と共に生徒を見守る

学校は、生徒だけでなく、保護者にも周知し、保護者に対して家庭での生活の様子を見守ってもらうよう依頼します。親しい友人や同世代の仲間を突然失った際に受ける強いショックに対して、心のケアが必要であり、学校でケアに努めていくことを伝え、家庭での見守りを依頼します。



## 自殺の際に学校が行う「背景調査」と

### 「心のケア」のためのカウンセリングの区別

自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生した学校は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省）に従って、背景調査を行います。背景調査は「基本調査」と「詳細調査」から成り、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全てで「基本調査」を行います。そして、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び「基本調査」の期間中に得られた情報を迅速に整理します。具体的には、遺族との関わり、関係機関との協力の下、発生（認知）したその日から指導記録等の確認、全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内）、状況に応じて亡くなった子供との関係の深い児童・生徒への聴き取りを行います。

その後、設置者である教育委員会は、「基本調査」の報告を受け、「詳細調査」に移行するかどうか判断します（参考：付録2）。学校がこの指針に沿って調査を行う場合、調査の権限がある部署（教育庁指導部、経営支援センター等）と連携を図りながら進めていく必要があります。その際、学校は学校経営支援センター等と共に行っていく「基本調査」や「詳細調査」と、相談センターと共に行っていく生徒の「心のケア」のためのアンケート調査（心と身体の健康調査）について、それぞれの主旨や役割を明確に切り分けて位置付けるとともに、これらを同時に並行しながら相互補完的に進めていく必要があります。

「心のケア」を行う心理士やカウンセラーが、自殺が起きたときの「基本調査」としての生徒からの「聴き取り調査」に加わるというような対応をした場合、生徒がその後の「心のケア」で心を開かず、十分なケアができない可能性があります。また、カウンセリングに対する誤解が生じる可能性もあります。

生徒の「心のケア」と「聴き取り調査」を両立するため、それぞれの役割を確認した上で、学校、経営支援センター等、相談センターが連携を図りながら進めていく必要があります。